

物価高騰対応重点支援給付金 (不足額給付) を給付します



問 福祉課 地域福祉係
物価高騰対応重点支援給付金窓口
☎ 0952-75-2113
0120-1200-825

令和7年1月1日において多久市の住民基本台帳に登録がある対象者へ給付手続きの案内を送付します。

■対象者

〈不足額給付Ⅰ〉

令和6年度に給付した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人(対象者の合計所得金額が1,805万円以下に限る)。

〈不足額給付Ⅱ〉

個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす人。

◎所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税対象外)の人

◎税制度上、「扶養親族」から外

れる人(扶養親族などとしても

定額減税対象外)

◎低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付など、令和6年度非課税等給付など)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人。

■給付額

〈不足額給付Ⅰ〉

「不足額給付時における調整給付所要額」から「当初調整給付時における調整給付所要額」を引いた額。

〈不足額給付Ⅱ〉

4万円(定額)

※令和6年1月1日時点で国外居住者だった人は3万円になります

■申請などの手続き

対象者には、案内文書を送付します。同封の書類を確認後、申請に必要な書類を返送してください。※いずれの給付金とも世帯の状況により、確認書のほかに必要な書類の提出を求める場合があります

児童扶養手当・特別児童扶養手当の『現況届』の届出時期です

児童扶養
手当▶



特別
児童扶養
手当▶



問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

児童扶養手当を11月以降および特別児童扶養手当を8月以降も継続して受給するには、『現況届』の手続きが必要です。該当する人には郵送で通知をしています。手続きが遅れると受給が遅れることがあります。

■受付期間 8月1日(金)~29日(金)

■受付場所 福祉課 こども係

※児童扶養手当・特別児童扶養手当は、受給資格があっても手続きをしないと支給されません

『ひとり親家庭など医療費受給資格証』更新手続きのお知らせ



問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

現在、お持ちの受給資格証の有効期限は8月31日(日)までとなっています。9月以降も助成を受けるには、更新手続きが必要です。

■受付期間 8月1日(金)~29日(金)

■受付場所 福祉課 こども係

※該当される人には郵送にてお知らせしていますので忘れずに手続きしてください